

## 新座市公民館運営審議会の設置にかかる条例及び規則（抜粋）

### 【新座市立公民館条例】 （公民館運営審議会）

#### 第19条

- 1 法第29条第1項の規定に基づき新座市立中央公民館に新座市公民館運営審議会を置く。
- 2 新座市公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
  - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - (3) 学識経験のある者
- 3 委員の定数は、12人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

※ 法第29条第1項・・・社会教育法第29条（公民館運営審議会）第1項「公民館に公民館運営審議会を置くことができる。」同条第2項「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。」

### 【新座市立公民館規則】 （公民館運営審議会）

#### 第12条

- 1 新座市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。